

小作爭議調查表

No. 96

(月報番號第一四六號)

過	經	事 項 求	原 因	地 主 關 係 團 體	關 係 人 員	場 所	發 生 終 熄	昭 和 十 年 六 月 十 七 日
		土地還還要求	地主は小作人の小作料五俵五斗(三斗四升)を以て小作せめ所なり。如小作人は昭和九年 度、早害を理由に小作料減額を要求した。未だ昭和四年後二俵五斗を納入し、その翌年一俵五斗を 納入し、減額交渉は行われず、納付期は経過し、納付もなされず、地主は土地還還を要求する。	小作人 ナシ	地主 田部 宣之 小作人 石 持 貞雄	福岡市大字堤下平田	昭和十年六月十七日	

六月十七日地主は小作人と訂約し小作料の解除、旨も通告し翌十七日地主は耕作し耕作に着手し、
小作人の地主は、手取に横断し地主耕作中、各小作人より馬を引入小双方不獲、言動
あり、小作料を以て直ぐに両者の耕作中止を命じ、報告を以て地主は、其の旨に合所
有念、調停に着手し、結果に条件を解決す。
(用土)

(昭和十年六月分)

法團 協調會 福岡出張所

備 考	結 果